

スポーツ事故法律相談 リスクマネジメント

日常生活

リスク

スポーツ
活動

文化活動

活動に伴うリスクを引き受ける

リスク起こさない努力

起きた場合の対応

現代は訴訟社
会である 今
後ますます

備えあれば憂いなし

どのような事故が起こっているのか

心臓に欠陥があるラグビー部高校生の死

夏合宿 → 前日脳しん
とうを起こした選手 →
翌日のゲーム中タックル
を行う、頭から落ち意識
不明に、半月後永久の旅
路に



クラブチームのゲーム中スクラム
を組んですぐにスクラムが落ち頸
椎損傷 下半身麻痺 現在は車
いすの生活

千葉県船橋の少年野球チームの、少年の死 熱中症で死亡、
裁判での判決実刑となった。判決文中「無知なる愛情は許し難い」
とあります。

裁判となると証拠書類として、加害者のみならず関係者の証拠
書類等全て、提出もしくは、押収される。多くの方に迷惑をかける。

結審までの時間と心労は多大である。

多くの場合自分の場合は大丈夫

ハイキング中の落雷での死亡事故が発生「ボランティアという善
意の無償活動」であっても、安全対策をどのようにとったか、引率
指導に過失がなかったのか、社会的・法的責任が問われる。

落雷事故が指導者の予見と能力を超えて発生した不可抗力の
天災であると立証出来なければ、過失責任を追及される。

事前の免責合意の効力について

・入会申込書の効力について

加害者に責任を負わないという、事前の免責事項が入っていても → 責任を負うことになる。多くの場合入会申し込み書の事前の免責は法的には無効

(例)事前の免責合意の効力

公立学校におけるクラブ活動(柔道)中に生じた事故について、「被告らは、原告が柔道部に入部した際、本件のような事故により生じる損害賠償請求権を放棄したものである旨主張するが、柔道練習が危険の発生を伴い易いとはいえ、柔道クラブに入部したことをもって直ちに同クラブの活動により将来発生すべき事故につき、その損害賠償請求権を放棄したものとはいえないし、他にこの点に関する合意の事実を認めるに足る証拠はなく、従って被告らの右主張は理由がない」とした判例(熊本地判昭47/7/20判例時報621-73)があります

参加（入会）申込書（例）

年 月 日

（本人記入）
（ぼく・わたし）の名まえ

ぼくは（わたしは）、
のラグビー〇〇に参加し [] 。
そして、定期練習や行事やそのほかの活動に参加してよい少年（少女）になり [] 。

親（または保護者）の承諾

- ・私たちは、少年活動が、家庭と少年たちとをつなぐ社会的プログラムであることを知っています [] 。
- ・必要なときはグラウンドや事業の活動に参加し、他の参加者の両親（保護者）と互いに協力し [] 。
- ・私たちは、親（または保護者）としてだけでなく、もし求められれば、指導者として協力し [] 。
- ・私たちは、スポーツ活動中における傷害等については（スポーツ安全傷害保険以外の法的ないっさいの権利を主張いたし [] ）。

親または保護者署名（自筆による）

保護者

〇〇ラグビークラブ（スクール）

会 長

様

懲戒行為と体罰の範囲（問われかねない刑事責任）

指導者がクラブ員に対し懲戒を行うことは許されるか。また試合に負けた反省として長時間正座をさせることは体罰となりますか。体罰を加えることはどの程度なら許されますか。また体罰によって犬ヶガをさせた場合、刑事責任に問われますか。

①父母は親権者として、「必要な範囲内で、自ら子を懲戒できる」民法822。また学校教師は、体罰を加えない限り「教育上必要があると認めるときは、学生、生徒および児童に懲戒を加えることができる」(学校教育法11)。

心身の発達未成熟な子どもを、教化育成するために法律によって許されている。したがって、少年スポーツ指導者の場合、「スポーツ指導契約」の約束の一つとして、保護者たる父母からスポーツ指導に必要な範囲で懲戒することの了解を得ていれば許されます。しかし、

②スポーツ指導者がスポーツ事故を引き起こした場合に、業務上過失致死傷(刑法211

条に問われるのは過失犯罪です。体罰行為は故意犯として暴行罪(刑法208条)または傷害罪(刑法204条)と刑が重くなります。

保 険 の 内 容

保険金をお支払いする場合

国内・国外を問わず、保険の補償を受けられる方（以下、「被保険者」といいます）が、偶然な事故によりケガをした場合に、保険金をお支払いします。（A、B、Cタイプでは就業中のケガは対象となりません。）

①注「ケガ」には、有馬カヌーまたは有馬カヌーによる発生事故を含みます。ただし、組立作業中を除きます。

お支払いする保険金

①死亡保険金：ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に、死亡されたとき、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

②後遺障害保険金：ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%～100%の額をお支払いします。

③入院保険金：ケガのため、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院されたとき、その日数に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします（事故の日からその日を含めて180日が限度です）。

④入院保険金がお支払される期間中、別の事故により新たにケガをされた人も入院保険金は重複してお支払いできません。

⑤手術保険金：ケガの治療のために手術をお受けになったとき、手術の種

別に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします（上記3入院保険金がお支払される場合で、かつ、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです）。

⑥通院保険金：ケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます）されたとき、その日数（90日が限度。ただし、事故の日からその日を含めて180日に限りです）に対して1日につき通院保険金日額をお支払いします。

⑦入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金がお支払される期間中、別の事故により新たにケガをされた後も通院保険金は重複してお支払いできません。

※保険金の重複支払いについて：①と②の保険金の支払いは、合計して各保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

○故意の自殺、けんが、犯罪行為○鳥免許運転、酒酔運転○脳疾患、疾病、心神喪失○妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置○地震、噴火、津波、○戦争、暴動○山岳登山、リュージュ、ハングライダーの操縦など、危険なスポーツをしている間の事故○カーレーサー、プロボクサー、力士などの危険性の高い職業に従事している間の事故○自覚症状がないムチ打ち症や腰痛 など

お支払いの事故例

1 他人への賠償責任の事故例

・サッカー指導中、指導者の蹴ったボールが生徒の右眼にぶつかり、黄斑部損傷のため該部より出血、ほとんど失明状態となった。

（注）スポーツには一定のルールがありますが、スポーツそのものが多少とも危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーをしても、いかなる原因に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合、法律上の損害賠償責任はないものと考えられます。

2 指導者の傷害の事故例

①バスケットボールの指導中にジャンプし、着地に失敗し、右ひざじん帯断裂、約3ヶ月入院、1ヶ月通院した。

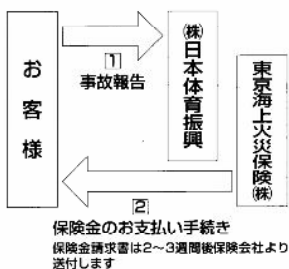
②剣道の練習中に顔部を打たれ、脳内出血。
（入院保険金、後遺障害保険金）

支払い保険金
12,999,000円

支払い保険金
801,000円

支払い保険金
2,806,720円

万一加入者本人が傷害事故にあわれた時は



加入者本人が郵送にて、すぐに株式会社日本体育振興にご連絡下さい。
（指定の用紙はありません）

- ①事故発生日・時刻 ②事故発生場所
- ③負傷者の氏名(フリガナ)、年齢、日中の電話番号
- ④事故の原因・スポーツの種類 ⑤傷害の程度・治療見込期間
- ⑥病院名・電話番号 ⑦「郵便振替払込済受領書」のコピー
- ⑧一括加入の場合は名簿

※⑦⑧は必ず忘れなく送付下さい。
※他人への賠償事故の場合は、(株)日本体育振興まで、詳しい事故状況を「郵便振替払込金領収書」のコピーを同封のうえ、郵送にてご連絡を下さい。
（日中の電話番号を明記して下さい。）

〈引受保険会社〉
東京海上火災保険株式会社 ・ ジョイアイ傷害火災保険株式会社

〈引受保険会社が経営継続した場合の取扱について〉
引受保険会社が経営継続した場合には、保険金、解約返戻金等をお支払いする金額が、削減される場合があります。ご契約の保険種類等によりましては、保険業法の規定に基づき、「引受保険契約各別事項表」の補償対象となり、一定割合まで同業種による補償が、得られる場合があります。詳細につきましては、代理店または弊社までご連絡下さい。

取扱代理店 株式会社 日本体育振興

〒215-0017 神奈川県川崎市麻生区王禅寺西6-11-10 TEL 044-988-3565
（月～金 9:00～17:00）

I 対象となる事故 (詳しくは約款によります。)

1. 他人への賠償責任について(スポーツ賠償責任保険)

スポーツ活動中に指導者が負うべき法律上の賠償責任額(治療費や修理代など)が対象となります。

例えば……

少年野球の指導中、指導者の不注意によりノックしたボールが通行中の他人にあたってけがをさせ、治療費を弁償した。(被害者にも過失がある場合は、保険金は、過失割合分となります。)

ただし同居の親族に対する賠償責任や、とりきめによって加重された賠償責任や借り物・預かり物、自動車等に起因する賠償責任は除きます。



2. 指導者の傷害(普通傷害保険)

指導中、往復途上、自主練習中等が広く対象となります。

公務員、団体職員、会社役員、従業員、(A・B・Cタイプ加入)の方は、本来の職業に従事している間は、政府労災が適用されますのでお支払いの対象となりません。

例えば……

サッカーの指導中、選手と一緒に走っていてアキレス腱を切った。

※山岳登山(ピッケル等使用)、熱気球搭乗、パラグライダー搭乗など危険なスポーツを行っている間は除きます。尚、自覚症状が不明なムチ打ち症や腰痛は、お支払いの対象となりません。



II 保険金額・加入分担金 (掛金/1名あたり)

補償内容	加入対象		公務員、団体職員、会社役員、従業員の方			
	加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ(標準タイプ)	Cタイプ	Yタイプ
1. 他人への賠償責任について (A,B,C,Yタイプ共通)			1事故につき3億円限度で賠償金の実額が支払われます。 (ただし、1,000円は自己負担となります。)			
2. 自身の傷害について						
死亡したとき			9,960千円	8,350千円	6,750千円	5,150千円
後遺障害が残ったとき			最高 9,960千円	最高 8,350千円	最高 6,750千円	最高 5,150千円
入院したとき、入院1日につき			6,000円	5,000円	4,000円	3,000円
通院したとき、通院1日につき			4,000円	3,000円	2,000円	2,000円
加入分担金(掛金)	加入手続日	保険期間	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Yタイプ
	2/20~3/30	3/31~翌年3/31	15,000円	12,000円	9,000円	13,000円
	3/31~4/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	13,740円	11,000円	8,250円	11,920円
	4/29~5/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	12,510円	10,010円	7,500円	10,840円
	5/30~6/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	11,250円	9,000円	6,760円	9,760円
	6/29~7/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	9,990円	7,990円	6,000円	8,660円
	7/30~8/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	8,760円	7,000円	5,250円	7,590円
	8/30~9/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	7,500円	6,010円	4,500円	6,500円
	9/29~10/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	6,240円	5,000円	3,750円	5,420円
	10/30~11/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	5,010円	4,010円	3,000円	4,340円
	11/29~12/28	加入手続日の翌日から翌年3/31	3,750円	3,010円	2,260円	3,260円
	12/30~1/28	加入手続日の翌日から 翌年3/31	2,490円	2,000円	1,500円	2,160円

※加入手続日：郵送届で分担金の請求手続を行う日
 ※入院：通院と併用から対象となります(後遺症なし)。ただし入院・通院とも事故日から180日目までが対象となり、通院は90日分を限度とします。
 ※賠償金以外の補償と兼用して支払われます。
 ※分担金請求手続の内容により、入院保険金日額に一定倍率(1.10倍、2.0倍または4.0倍)を乗じた額が支払われます。

職業により加入タイプが異なります

A・B・Cタイプ = 公務員、団体職員・会社役員・従業員の方は、就業中が本制度のお支払い対象外となるため(就業中は政府労災が適用されます。)、その分補償金額が高くなっています。

Yタイプ = 無職、主婦、学生の方や自営業で就業中と日常生活との区別が明らかでない方、又本来の職業が**スポーツ指導者の方**が対象となり24時間補償の対象となります。

また、本来の職業が**スポーツ指導者の方**で危険なスポーツ(柔道、空手、剣道、スキー等)の指導者の方や、自営業でも危険な職業の方は、補償金額が削減されます。

スポーツ安全保険

区分ごとの加入数 平成15年度 496,597区分

総人数 10,029,228名 平成16年度も一千万人を超えた。